

神奈川県建築士会の現状を踏まえた「公益社団、一般社団のメリット・デメリット比較表」

| 配点 | 項目 | 公益社団法人への移行 | | 得点 | 一般社団法人への移行 | | 得点 | 備考 | |
|--------|---------|--|---|-------------|--|--|--------|--|---|
| | | メリット | デメリット | | メリット | デメリット | | | |
| 10 | 社会的信用 | ・「公益社団法人」の名称独占 県内建築士を代表する唯一の組織であることを明確に打ち出せる | | 10 | (建築学会は一般社団、土木学会は公益社団を目指す方向であるが、「一般」だからといって、建築学会の代表性が著しく損なわれるとは考えられない) | | 5 | 10/10 : 5/10 ・公益の方がベター | |
| 10 | 税制 | ・寄付金税制の優遇措置 今後、多額の寄付が行われるとは考えにくく、メリット大きくない ・公益目的事業は非課税 税法上の非課税と「公益目的事業」の認定が完全にリンクするか疑わしい ・みなし寄付金適用(収益事業利益の最低50%充当義務) 耐震診断事業が収益事業とされた場合、その利益を活用できる | | 1 2 4 | ・非営利型法人は、税法上の収益事業のみ課税 「税法上の収益事業」の範囲が広くメリット小 ・原則として普通法人と同等の課税 税率が22%から30%にupするが現状では影響小(*1) | | 2 1 | 7/10 : 3/10 ・みなし寄付金を活用できる場合は、公益の方がややベター(*2) | |
| 70 | 事業活動の制限 | 事業 35 | ・公益目的事業については収支相償 採算性の良い事業がほとんどないのでクリアは特に困難ではない ・公益目的事業比率50%以上(*3) 連合会費支出等が「共益」とされると、50%以上確保に苦慮することが予測される | | 10 3 | ・事業活動が自由 収支改善のためにはあらゆる活動が必要 ・事業の収益、費用についての制限は、公益目的支出計画の実施事業のみ 財産残額が少額のため、制約を受ける事業は少ない | | 15 5 4 | 13/35 : 24/35 ・事業活動の制約では、一般の方がはるかにベター |
| | | 役員 5 | ・理事、監事は同一企業、同一親族関係者が1/3以下 クリアは容易 ・理事、監事、評議員の適正報酬 クリアはきわめて容易 | | 3 2 | | | 5 | 5/5 : 5/5 ・差はない |
| | | 会計 30 | ・公益目的事業と収益事業の区分経理 毎年度、認定基準への適合確認要 耐震診断事業のような収益色の強い事業があると、毎年度、50%をめぐる不安定な状態に陥る | | 15 | | | 25 | 15/30 : 25/30 ・一般の方が、毎年の経理チェックでひっかかるリスクが小さくベター |
| 10 | 保有財産の規制 | 遊休財産 5 | ・保有制限あり、公益事業費1年以下 遊休財産は小額、クリア容易 | | 4 | ・保有制限なし 多額の内部留保蓄積は望めないが、経営の自由度大 | | 5 | 4/5 : 5/5 ・ほとんど差はない |
| | | 公益目的財産 5 | ・公益目的事業財産の目的外流用不可 財産残額が少なく制約小 ・公益認定を取り消された場合、1ヶ月以内に類似団体等へ譲渡義務 残余財産召上げのリスクは大きい | | 2 1 | ・公益目的支出計画の策定義務。認可後も行政庁の監督 財産残額が少なく制約小 ・公益目的財産は自由な処分不可 財産残額が少なく制約小 | | 2 2 | 3/5 : 4/5 ・ほとんど差はない |
| 100点満点 | | | | 57 | | | 70 | | |